

<一般委託>

久里浜行政センター他8行政センター衛生害虫防除業務委託(一般委託)仕様書

久里浜行政センター他8行政センター衛生害虫防除業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づき、ねずみ・昆虫等の防除について、常に良好な状態を維持することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和5年3月31日
3	施行場所	久里浜行政センターほか8か所 ( 追浜行政センター(横須賀市夏島町9) 田浦行政センター(横須賀市船越町6-77) 逸見行政センター(横須賀市東逸見町2-29) 衣笠行政センター(横須賀市公郷町2-11) 大津行政センター(横須賀市大津町3-34-40) 浦賀行政センター(横須賀市浦賀5-1-2) 久里浜行政センター(横須賀市久里浜6-14-2) 北下浦行政センター(横須賀市長沢2-7-7) 西行政センター(横須賀市長坂1-2-2) )
4	業務内容	別紙「久里浜行政センター他8行政センター衛生害虫防除業務委託仕様書」とおり
5	特記事項	別紙「久里浜行政センター他8行政センター衛生害虫防除業務委託仕様書」とおり
6	関係法規	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
7	資格要件	なし
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	年2回の分割払いとし、作業完了後に受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	各行政センター連絡先	・追浜行政センター Tel.046-865-1111 角田 ・田浦行政センター Tel.046-861-4181 宮野 ・逸見行政センター Tel.046-822-2575 秋山 ・衣笠行政センター Tel.046-853-1611 湯川 ・大津行政センター Tel.046-836-3531 西村 ・浦賀行政センター Tel.046-841-4155 松尾 ・久里浜行政センター Tel.046-834-1111 石渡 ・北下浦行政センター Tel.046-848-0411 山岡 ・西行政センター Tel.046-856-3157 朝重

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
------------------	---

# 内訳書

(税抜)

施設	回数	上限金額(円)／回	単価(円)／回
追浜行政センター	2	71,000	
田浦行政センター	2	71,000	
逸見行政センター	2	71,000	
衣笠行政センター	2	71,000	
大津行政センター	2	71,000	
浦賀行政センター	2	71,000	
久里浜行政センター	2	74,000	
北下浦行政センター	2	83,000	
西行政センター	2	83,000	

久里浜行政センター他 8 行政センター衛生害虫防除業務  
委託仕様書（別紙）

久里浜行政センター他 8 行政センター衛生害虫防除業務の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

- 1 この契約は、次に指定する建築物における、ねずみ・昆虫等（以下「衛生害虫」という。）の防除について、常に良好な状態を維持することを目的とする。この防除は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条に基づくものである。

指定する建築物は次のとおり。

横須賀市久里浜 6 丁目 1 4 番 2 号ほか

横須賀市役所久里浜行政センター他 8 行政センター（別表「行政センター施設面積一覧表」のとおり）

- 2 受託者（以下「乙」という。）は、この目的を遂行するため、年 2 回の全館衛生害虫防除作業を実施するものとする。
- 3 乙は作業の実施にあたっては、委託者（以下「甲」という。）が作成した別紙「衛生害虫防除計画書」のとおり実施するものとし、安全性及び設備の保全に十分な注意を払い、適切かつ効果的な方法で実施しなければならない。また、乙は事前に予定を甲に連絡しなければならない。
- 4 衛生害虫防除作業については、原則として、甲が指定する下記日程で実施することとし、作業時間については甲乙協議のうえ決定することとする。  
ただし、何らかの理由で作業日時を変更する必要がある場合は、事前に甲乙協議のうえ変更することができることとする。

行政センター名	1 回目	2 回目
追浜	6 月 11 日 PM	11 月 13 日 PM
田浦	6 月 4 日 PM	11 月 13 日 17:00～
逸見	6 月 12 日 PM	12 月 11 日 PM
衣笠	6 月 11 日 AM	12 月 3 日 AM
大津	6 月 12 日 AM	12 月 11 日 AM
浦賀	6 月 5 日 AM	12 月 3 日 PM
久里浜	6 月 5 日 PM	11 月 13 日 AM
北下浦	6 月 4 日 17:00～	11 月 5 日 17:00～
西	6 月 4 日 AM	11 月 5 日 AM

- 5 甲は、独自の環境マネジメントシステム（Y E S）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、乙も作業現場において環境に配慮した次の取組みを実施されたい。
- (1) 電気使用量の抑制
  - (2) 水道使用量の抑制
  - (3) 現場内発生ごみの分別管理及び処分
  - (4) 廃棄物の管理及び処分
  - (5) 化学物質の管理及び漏洩防止
  - (6) 作業機械による騒音及び振動の抑制
  - (7) 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した防除措置
- 6 乙の業務上の事故については、甲に重大な過失があったときを除いて、甲はその責めを負わない。
- 7 乙が業務上、甲の財産等をき損若しくは汚損したときは、速やかに監督員に報告するとともに、原状回復する義務を負う。
- 8 業務に関係ない場所・室への出入及び物品の移動は禁止する。乙は作業員にその旨徹底させることとし、必要が生じた場合は甲の許可を得ること。
- 9 作業が終了し、作業員を庁舎等から退出させる際に、乙は原状復帰や資材の残置がないかを点検したうえで、退出者を甲に報告すること。
- 10 乙は本契約業務を履行するうえで知り得た個人情報や行政情報などを外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。
- 11 乙は、作業等が終了したときは、その都度文書で報告するものとする。
- 12 衛生害虫について、全館定期防除後の検査の結果、生息が推定されたときは、直ちに再作業を行うなどして徹底的な駆除に努めること。
- 13 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義の生じた事項は、甲乙協議のうえ決定する。
- 14 前項の協議が整わないときは、乙は、甲の指示に従うものとする。

# 衛生害虫防除計画書

## 1 調査ポイント

各行政センター任意抽出箇所  
(各行政センター20箇所程度)

## 2 施行内容

各調査ポイントに毒えさ、捕獲器を配置し、ねずみ・昆虫等(以下「衛生害虫」という。)の生息及び捕獲数を調査して侵入生息を監視する。

## 3 全館防除 … 年2回

各行政センター各調査ポイントに毒えさ、捕獲器を設置し生息状況の調査及び床コーナー部分への薬剤散布による衛生害虫の定着・繁殖の防止。

## 4 効果の判定 … 全館防除の1か月後

各行政センターの各調査ポイントについて、ねずみ(糞、足跡による確認等)、昆虫等(糞や捕獲器による確認)の生息状況の確認を行い、防除作業による効果を判定すると共に、生息の認められた箇所については適宜薬剤処理を行う。

## 5 その他

### 【特記事項】

- (1) 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、衛生害虫の種類、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置を講じること。
- (2) 衛生害虫の発生・侵入を防止するよう毒えさ、捕獲器等を設置すること。
- (3) 防除作業にあたり、事前計画や目標を設定すること。また、防除作業後に、効果判定(確認調査、防除の有効性評価等)を行うこと。
- (4) 殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第十四条又は第十九条の二 の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行うこと。
- (5) 繊維床部分については、炭酸ガス製剤の空間噴霧による駆除を行う。  
なお、北下浦行政センターにて実施する際には、昆虫等の中でも特にチョウバエを注視して駆除を行うこと。

### 【配慮事項】

- (1) 生息状況等に応じた適切な衛生害虫防除方法を提案するよう努めること。

行政センター施設 面積一覧表

施設名	所在地	(面積・㎡)				(面積・㎡)					
		行政センター	コミュニティセンター	健康福祉センター	その他	合計	委託面積(合計)	繊維床以外	繊維床(畳)	繊維床(畳以外)	回数
追浜行政センター	夏島町9	778.31	1,750.31			2,528.62	2,528.62	2,326.16	51.74	150.72	2
田浦行政センター	船越町6-77	755.11	1,339.89	766.10	278.56 (軒下駐車場)	3,139.66	2,861.10	2,599.05	54.61	207.44	2
逸見行政センター	東逸見町2-29	606.45	765.48			1,371.93	1,371.93	1,327.64	44.29	0.00	2
衣笠行政センター	公郷町2-11	1,626.70	2,050.40	153.81		3,830.91	3,830.91	3,500.26	77.07	253.58	2
大津行政センター	大津町3-34-40	398.09	2,559.99			2,958.08	2,958.08	2,813.08	54.90	90.10	2
浦賀行政センター	浦賀5-1-2	920.80	1,395.74	123.37		2,439.91	2,287.84	2,239.24	48.60	0.00	2
久里浜行政センター	久里浜6-14-2	902.67	1,136.33	508.60		2,547.60	2,547.60	2,330.80	64.00	152.80	2
北下浦行政センター	長沢2-7-7	472.54	2,149.73			2,622.27	2,622.27	2,351.77	65.02	205.48	2
西行政センター	長坂1-2-2	663.43	2,945.14	543.99	427.16	4,579.72	4,579.72	4,111.31	83.94	384.47	2
計		7,124.10	16,093.01	2,095.87	705.72	26,018.70	25,588.07	23,599.31	544.17	1,444.59	18